

文教福祉委員会

平成23年1月28日（金）

午前10時56分～午後2時27分

議会第2会議室

【出席委員】堤 正之委員長、野口保信副委員長、川副龍之介委員、山田誠一郎委員、
松永憲明委員、白倉和子委員、松永幹哉委員、亀井雄治委員、
山下明子委員、重田音彦委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・保健福祉部 中島保健福祉部長
- ・教育委員会 大坪社会教育部長、吉村こども教育部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について
- ・採決・まとめ

○堤委員長

それでは、これより文教福祉委員会を開会いたします。

まず、発言される方は、必ず挙手をしてから指名後にマイクにある青いボタンを押してから御発言ください。

なお、マイクは後押し優先です。発言終了後、消すために押す必要はございません。また、委員会の会議録はホームページに掲載することになっておりますので、よろしく願いいたします。

それから、付託議案に関連して、現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申し出ください。

それでは、本委員会の審査日程についてお諮りいたします。

お手元に配付しております日程案のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようですので、この審査日程どおり、当委員会に付託された議案について、審査していきたいと思っております。

保健福祉部以外の職員は、御退室いただいて結構でございます。

◎執行部退室

○堤委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

第1号議案について、執行部から説明をお願いいたします。

◎平成22年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）中、第1条（第1表）歳出 第3款関係分、第4款、第2条（第2表）第3款、第4款 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

自殺対策についてお伺いをいたします。

大体、佐賀市内でですよ、自殺者数というのがどれくらいあるのか、把握されておれば教えていただきたいと思うんですけど、特にその中でうつ病にこれが関連しているかどうかというのが、それもわかればあわせてお願いいたします。

○岩橋健康づくり課長

まず、自殺の実情ということで、資料の6番の6ページの自殺対策予防啓発事業の資料のほう見ていただければ、右手の参考となる事項のほうに、自殺者の推移を掲げさせていただいております。で、今、大体佐賀市のほうで、自殺が50人ぐらい、50人から40人ぐらいですと推移をしております。21年度が未公表と書いてありますけれども、実はこれまだ集計ができてないということで出しています。で、実は自殺の部分に関しましては、大体過去、このところ、この数字で推移しているところです。

あと、動機別ですけれども、これにつきましては、実は、佐賀市の分ではないんですけれども、佐賀県の状況でいきますと、健康問題が大体、そうですね、総数からいきますと、60%あたり、そのうち、うつの部分が半分以上起因しているというような形になっております。あと次に多いのがやっぱり経済問題の部分が多いようになっております。経済問題と健康問題を合わせますと、かなりの部分で原因がそこに集中しているというのが現状であります。

○白倉委員

ブルーの6番の資料の6ページなんですけれども、これ自殺予防、先ほどのあれなんですけど、広報紙による周知という説明の中で、いのちの電話の活動内容とか啓発とかいうふうな説明を受けたんですが、いのちの電話自体は以前からある、半分ボランティアみたいな事業ですから、私たちラジオで聞くこともあるし、チラシなんかで目にするものもあるんですね。県なんかもその辺はかかわっておられるのかなと思うんですが、この予算に関しては、約100万円に関しては、これはどういうふうにもまず連携をとられようとしているのか。既存しているこの啓発周知活動とどう連携をとられようとしているのか。それとも、もしくは佐賀市内に限っての一応活動になるのかということをお願いいたします。

○岩橋健康づくり課長

いのちの電話の部分のPRということについての御質問ですけれども、まず実は、いのちの電話さんのほうに今の状況についてお話を聞いてきたところ、活動内容がなかなかまだ浸透していないと。で、そうは言ってもなかなかPRするにも、活動費の範囲内でPRすることが困難だということをお聞きしております。このため、いのちの電話さんの活動内容、こういうことで活動してますよということをPRしていきたいと、具体的にPRを。広報紙につきましては、佐賀市内を対象とした情報誌を考えております。それとあわせて、いのちの電話さんの、やっぱり相談員がなかなか募集ができないということなんで、その相談員の募集関係の記事まで含めたところで、PRをさせていただきたいと今考えているところで、一応佐賀市のいのちの電話さんと相談しながら、PRをしていきたいと考えているところです。以上です。

○重田委員

ちょっと済みません。今さっきの資料でですね、自殺者の推移ということで、基本的にこれ積み上げていくんですよね。佐賀市の人数がわからないのに佐賀県がわかると、それも佐賀県警察というと、どうもどうかなと思うんですけど、その辺どうなんですか。

○岩橋健康づくり課長

資料の説明がちょっと不足しておりまして、全国と佐賀県の部分が警視庁自殺統計資料から持ってきております。で、佐賀市の部分に関しましては、厚生労働省人口動態統計資料から持ってきておりますので、調査先が別々で、警察の場合は、県下で発生した部分までしか集計をとってないということで、この佐賀市の分が未発表というような調査部分が、対象が違うというところで、済みません、説明が不足しておりました。

○重田委員

で、ラッピングバスで510万円ほど上がっておりますけど、これですね、自動車運送業で見たら、歳入は同じ金額入って、歳出は250万円と書いてあるごたるばってん、その辺、例えば実際は250万円しかかからないのか。これでは当然500万円が上がっておりますよね。ですけど、自動車運送のほうを見たら、歳入としては510万円上がっておりますけど、歳出としては250万円上がっているんですよね。その辺というのは、実際は250万円しか要らないんじゃないかなと私思うんですけど、それはどうなんですか。

○岩橋健康づくり課長

まず、ラッピングバスの車体掲載料につきましては、約200万円ぐらい。全面広告につきましては、1台広告料が100万円、それと車外広告料につきましては、12台で約60万円ということで、1台100万円です、260万円ということになっております。で、実はバスステッカーの制作費が、まず12台分で約40万円。ラッピングバスの制作費で100万円必要となっておりますので、それについては支出としては必要だということになっております。

○重田委員

何かわからないんで。例えばですよ、ラッピングバス、それはそれでいいと思うんです

けど、基本的に佐賀市とか九電とかが出さないと、基本的にラッピングバスって出ないんですよね、多分。そこまでお金出して、ですよね。例えば、もうちょっとわかりやすく、例えばですよ、市営バスを助けるために幾らやりますよと言ったらわかるんですけど、実際ですよ、250万円しかかからんとば500万円やってという形にしか私たちはとれない部分もあるんですよね。お互いの経費というのはどういう形。そいけん、例えばちゃんと500万円かかるのか、かからないのか。そして実際、ほかに佐賀市以外で、佐賀市と九電以外にラッピングバスにお金を出されているところがあるのか。その辺も言っていたかないと、いろんな部分があって、ちゃんとした相場がありますよという部分でやったらいいんですけど、反対に何でもありませんけど、こっちがつくってやってということじゃいけないと思うんですけど。

○岩橋健康づくり課長

交通局のほうから制作費と広告掲載料で見積もりをいただいております、その総額がラッピングで510万円程度という形でいただいております。

○健康づくり課職員

見積もりの中で広告制作料と掲載料という2つに分かれていますので、当然、広告制作料については、交通局が当然自分のところで経費かけてつくります。広告掲載料というのは、もうその、例えばバスの面の場所を貸す、貸し代みたいなものになりますから、直接経費というのはかからないんで、ここの分が、交通局の利益と申しますか、そういうところになってくるということになりますけど。

○重田委員

市営バスの言い値ですよね、ある意味では。これだけもらいますよって。ほかのどこと比較とか、それが本当に相場なのかと、そいけん私たち市民から言ったら、自分たちのよかごとしてですよ、実際、例えば交通局の運営補助金になっているんじゃないかなと思われるんですよね。ほかにそしたらですよ、九電がプルサーマルで結構してある。ほかにするところあるんですか。

○岩橋健康づくり課長

正確なところはわかりませんが、目につくところで行きますと、例えば村岡屋さんのさが錦の部分とか、そういう民間の部分も、あと大神とかですね、緑の大神とか、そういう方の民間のところも出されているということで理解しております。それとこの広告物の掲載につきましては、交通局のほうでこのサイズだったら幾らということで規定がありますので、それで出されているものと考えております。

○重田委員

はい、わかりました。そしたら、そのやっぱりバスというのが1番PR。何かこういう山におるぎんた、ほんにひねくれた言い方かもしれんばってん、市営バスは山には来んですもんね。基本的に大和町ぐらいまでしかですよ。

○岩橋健康づくり課長

実はラッピングバスということで採用した経緯につきましては、実は他の市町、富士市さんですけれども、実施されている実績があります。富士市の場合、実は市民の認知度が、このラッピングバスを走らせ、啓発活動を行ったことによって、数字的に言いますと、19年度からやられていますけど、最初は11.6%ぐらいの認知度だったのが、21年度には41.3%ということで、富士市さんの取り組みがいろいろな取り組みがやられていると思いますけれども、やっぱり目につくところで、やったことの効果かなと考えております。佐賀市の場合、市営バス、確かに山手のほうには行きませんが、市内のほうにかなり巡回をしておりますので、他のバス会社よりは目につくし、市民に届くものと考えております。以上です。

○重田委員

わかりました。そしたら、そういうことをやることによって、どれぐらいの効果というか、1割ぐらい減らしたかとか、そういう部分というのはある程度あるですね。それ、あったらお願いします。

○岩橋健康づくり課長

目標数値につきましては、実は自殺者の部分に関しては、いきいきさがの計画のほうに目標数値を従前挙げさせていただいております。ただ今回、実は中間報告を行う上で議論になりまして、人数を果たして目標値として上げるのは妥当なのかというような議論になったもので、前年度から減少させるという目標値に変更をさせていただいておりますので、私どもとしましては、できるだけ自殺者を少なくするために、この活動をしていきたいと思っています。やっぱり、じゃ、ラッピングバスをただで落ちるかということになりますので、いろんな機会を通してながら、地道な活動を今後とも継続して、より少ない自殺者になるよう努力していきたいと考えております。

○川副委員

自殺者防止の啓発活動の中でパンフレット、リーフレット作成ということで設置場所が病院、薬局あるいは子どもたちに対しての各保護者ということで言われましたけど、やはり企業との連携もとらないといけないかなということで思っています。やはり勤めながら、その中でうつ病になっている方も非常に多いかなということで思っていますので、企業との連携をどういうふうにされているのか、されていくのか、それともう1つ、先ほどの自殺者の推移の中で、男女の割合がわかるのか。それとこの中で、企業に努める方、あるいは個人経営、個人事業者、自営業者との割合がわかるのか、教えていただきたいと思っております。

○岩橋健康づくり課長

まず、企業との連携のことにつきましては、現在もヘルスアップ宣言という形で企業さんと健康づくりについて連携をさせていただいております。特に、今回、ポスター・チラシを作成しますので、ヘルスアップ宣言の企業あたりにも周知しながら、やっていきたい

と思っております。

それと、あと男女の別につきましては、県の数字になりますけれども、自殺者のうち、平成21年度243人のうち178名が男性ということになっております。で、20年度214人のうち158名が男性ということになっております。19年度が181名、18年度が200名、17年度が190名ということで、年度によっては少し変化がありますけれども、大体150名から200名程度の男性ということで、男性のほうが比較的多いという傾向があるというところですので。

済みません。個人か企業かというところですが、済みませんが、ここにつきましては資料を持ち合わせていません。

○山下明子委員

メートプラザの音響の件ですが、繰り越しをしてホールの利用期間との関係ということも言われたんですが、これは、どれぐらい期間がかかると思われるのかということと、まずそれが1つです。

○岩橋健康づくり課長

工事期間につきましては、直接工事費で大体1週間近くかかると今聞いているところで、状況によっては、また長くなる可能性もありますけれども、今のところ1週間ぐらいの直接工事、ホールを使わない状況が必要なのが1週間程度必要、最低でも必要だろうということで聞いております。

○山下明子委員

そうすると、例えばもう年度明けぐらいの中から、ある程度の時間というのは結構いろんな行事が入ったりしやすくなるわけで、その申し込みとの関係もありますよね。ですから、その辺はどう考えられているのかというのはどうですか。

○岩橋健康づくり課長

実は、年度内にやれないかという検討は1回しましたけれども、実は3月の予約状況としましては、30日中22日がもう既に予約が入っていたもので、ちょっとここに1週間あけるのはもう難しいということで、指定管理者と今後話し合いをしまして、ある程度1週間あける時期をいつの日か設定をしたいと考えております。逆に言うと、そのの時期については予約を逆にとらない時期を設定するしかないのかなと今考えているところです。以上です。

○山下明子委員

もうそれはしょうがないんでしょうけど、なるべく早くそこがきちっとわかるようにしないと、申し込みをする人たちも本当に焦っていたりすることもありますのでですね。

それともう1つ、休日夜間の診療所の件で、子ども診療所の中に薬剤の保管庫があって、24時間稼働しているために、老朽化しやすくなるということじゃないかと言われていたんですが、その保管庫と診療所内との関係は、どうか分けるとか何かこう、今度個別対応す

る中で何か考えられるのかどうかとか、その辺はどうなんでしょうか。

○岩橋健康づくり課長

部屋については現在も分けられていますけれども、実は、空調が一括管理なもので、例えば、診療室の空調が壊れると、実は全部とまってしまうという状況がありますので、個別に設置を今考えているところであります。

○山下明子委員

要するに、じゃ薬剤庫は薬剤庫のあれで、今まではそこも含めて一緒だったけれども、そこを分けるということですね。はい、わかりました。

○重田委員

済みません、ラッピングバスのことで何回も済みません。今回つくるんですよね。その後、例えば、毎年その使用料というのは払っていくんですか。もう1回した時点で全部払ってしまうのか。それと基本的に、今回してですね、いつまで続けていくのか、それについてお伺いします。2点ですね。

○岩橋健康づくり課長

掲載経費につきましては、毎年月ごとに幾らということで、掲載経費が必要となってきます。今のところ今回、補正で上げさせていただいておりますけど、3月から1年間の掲載でしていきたいと考えておまして、次年度以降についてはちょっと、どのような形にするかはまだ決定をしていないところです。

○重田委員

1年してですよ、反対にちょっと当然3年も5年ももてるんですよね、そのラッピングというのは。反対にですよ、こっちがやめたいんですよと。やめたいんですけど、次の相手が見つからないので、そのまま続けてくれんですかという話は当然あり得るですよ。多分、こっちが市営バスの立場やったら、なるだけ1番間違いなところからとったほうがましと思うけんですよ、そういうやり方になっていくのかなと。なったらおかしい。こっちとしては1回の補正ですよ、今度きめ細かな助成金ばもろうたけん、とりあえずはつくったよと。そんなかわりそいにすることによって、ずっとお金払っていかなんない、それはざつとなかと思うですもんね。そいけん、その辺というのはどういうルール。例えばですよ、こちらは1回分払って、あとは新しく何かラッピングばするまでは、そのままただでよかでしょうもんというごたる話もあってよかとやなかかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○岩橋健康づくり課長

実はラッピングバスに関しましては、掲載をして、次の広告者が来るまでは、市の場合については、厚意で、市営バスの厚意でそのまましていただいている部分があります。そこについては、ただ入ったらもうなくなりますよという条件でありますので、ただ24年度以降も、必ずもう少しやっぱり市民にアピールをしたいという市としての判断があった

場合はやっていきたいと思いますが、ただ今後ほかの方々にやっていきたいということで、じゃ、ラッピングバスは今回もうやめますという判断をした場合、次の広告者があられるまでは多分市営バスさんはそのままの状態に掲載をさせていただけるものと今のところは考えているところです。

○重田委員

その辺ですね、なかなか実際こっちとしたらお金をかけなくて、そのまましていただいたのが一番ベストじゃないかなと思うんですよね。ですけど、反対に向こうから言うぎんたですよ、何とか理屈つけてとりたかと思うですもん。ただ、基本的にそんなに応募多くはないんじゃないかなと思うんですよ。それと基本的に一番遅いのが一番遅くまで、多分ね、一番早くほかにラッピングしたのをだんだん変えていく部分があると思うんで、結構長く、せっかくするなら長くしてですよ、そしてお金を払わないでいいような方法でぜひやってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○松永幹哉委員

火葬場費の火葬炉の制御板、この工事について、請負費が1,280万円となっておりますけど、これは管理費、その技術的な委託料等は生じないのでしょうか。それと、火葬炉の制御板の面数というのは何面ぐらいあるのでしょうか。

○市民生活課参事兼つくし斎場長

火葬場の方針は、メーカーは10年とか20年ということで推奨されています。うちが昭和55年からですので、既に31年目になっております。管理費とかという形は生じませんけれども、うちの職員が引き続き火葬の運転のための中央制御板と監視板を使っていくということです。管理費は生まれないと思います。

○堤委員長

ほかにございませんか

補足ですか。はい。

○岩橋健康づくり課長

済みません、ちょっと説明補足で、救急医療の休日歯科診療所の改修工事の分は、空調施設ということで主なものを説明しておりましたけど、あと1カ所、屋根の防水加工を、もう10年経過しておりますので、やりたいと思っておりますので、済みません、説明を落としておりました。

○堤委員長

ほかにご質疑もないようでございますので、以上で保健福祉部に関する議案審査を終了いたします。

保健福祉部の職員の皆さんは、御退席いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

◎執行部入れかわり

○堤委員長

よろしいですか。それでは、ただいまより社会教育部の議案審査に入ります。

第1号議案について執行部から説明をお願いいたします。

◎平成22年度佐賀市一般会計補正予算(第5号)中、第1条(第1表)歳出第10款関係分、第2条(第2表)第10款関係分 説明

○堤委員長

ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山田委員

図書館の件ですけれども、システム更新ということのでかなりの業務作業期間、この間の利用者にとどのような影響が心配されるのか、そこら辺把握されているんだったら。システム導入の間、利用者への影響、不便が生じないかとか、そういうのが想像されますので、どういう影響が出るのか、そこら辺を教えてください。

○重松佐賀市立図書館館長

このシステム更新につきましては、先ほど申しましたけど、来年2月ぐらいにいいシステムの更新をいたしますが、大体計画では、10日ほどの閉館を、本館、分館、分室含めて10日ほどの閉館を予定しております。そういうことで、その間、貸し出しができませんので、その前にいろんな周知をして、また貸し出しの期間、現在2週間ですけど、そういうのも検討していきたいと思っております。

○山田委員

業者選定して導入作業というのがありますね。この表の中では、例えば5月から次の年の多分2月ぐらいまで、導入作業、この導入作業期間中の利用者への影響、こういうの考えられますかね、ありますか。システム導入するときに。

○重松佐賀市立図書館館長

この期間につきましては、特別利用者には問題はないと思っております。

○野口委員

先ほどお話があったように9,900万円ということで、かなりの金額だと思うんですが、平成8年度、13年度、18年度、この3回の予算というのはわかりますか。

○佐賀市立図書館職員

平成18年の更新の時点で、図書館に係る経費は1億1,000万円ほどでございました。お答えいたします。

(「それぞれの」と呼ぶ者あり)

○堤委員長

それぞれです。

(発言する者あり)

○佐賀市立図書館職員

平成13年度については、うろ覚えでございますが、同じく1億1,000万円強かかっていたというふうに思っております。平成8年度については、申しわけございません、手元に資料がございませんでしたので、お答えできません。

○白倉委員

関連ですが、1点確認ですが、業者の選定に関してはプロポーザル方式ということで、この辺の流れをちょっと教えていただけますか。公募型、指名型、それとあと、プロポーザルの選定委員会等々が設けられてどういうふうな組織で選定されていくのかということをお願いいたします。

○佐賀市立図書館職員

プロポーザルに関しましてですが、公募型で業者のほうの募集をいたします。先ほど、申し上げたかと・・・

○堤委員長

委員会の構成について何かお考えがあるのかとか、実績あたりが。

○佐賀市立図書館職員

申しわけございません。審査委員会についての具体的な構成はまだ確定はしておりませんが、内部の者、外部の者含めていろいろ検討して審査委員会のほうをつくって、公正な審査ができるように努めたいと考えております。

○白倉委員

ちなみに18年、13年までわかれば、どういうふうなやり方であつ委員会なんかはどういうふうにされていたのかということをお願いいたします。

○佐賀市立図書館職員

平成18年度のことについてのみ申しわけございませんが、お答えさせていただきます。

平成18年度につきましては、社会教育部の部長、副部长、図書館長を含めて内部の者、あと実際に現場でやっております職員の者が審査委員として加入しております。

○佐賀市立図書館職員

済みません、訂正させていただきます。社会教育部長ではなく教育部長でございます。失礼いたしました。

○白倉委員

じゃ18年度に関して、まだ今度の予算に関しては決まってないということですので、その選定委員会のメンバーは、あと職員と言われましたが、いわゆる全部内部ということですか。図書館の職員という意味ですか。18年度に関しては、そういうことでもいいんですか。今回に関してはまだ決まっていないと。

○重松佐賀市立図書館館長

18年度につきましては、先ほど職員が申しましたけど、教育部長、あるいは図書館長、それから実際に現場で働いております嘱託職員等を入れて、審査委員会を組織してやって

おります。今回の更新につきましては、策定の審査委員会の要綱はまだつくっておりませんが、図書館の考えといたしましては、18年度と実際に更新をしますので、わかっている職員が要らないかということで、前回と同じような考えを持っております。

○白倉委員

ですから、18年度を聞いたのもちょっとその辺の流れなんですけど、先ほど最初の私たちの質問に対して、外部の方も審査委員会にというふうな考え方があるというふうになんと述べられましたので、そこんところはそういうふうに、公平性を期す意味でよく外部委員会というのを入れるんですが、審査の中に、それでいいんでしょうか。その辺をちょっと明確にお願いいたします。

○重松佐賀市立図書館館長

今回はですね、先ほど言いましたように、例えば、社会教育部長、図書館長、あるいはその職員、それと今回は図書館協議会というのがございますが、その協議会の委員さんを入れたらどうかという話を行っておりますので、その辺検討していきたいと思っております。

○亀井委員

このシステム更新は市内業者で対応できる内容なのかどうかですね。公募ということでしたけれども、市内に本社があるとかという、そういう条件をつけられるのかどうかお尋ねします。

○重松佐賀市立図書館館長

今回の図書館システムの更新ですが、現在、図書館のシステム関係を、そういう関係の会社が大手4社ぐらいと、あと企業で2社ほどであります。そういうことで佐賀に、例えば富士通の佐賀支店とかそういうのがありますが、いろんな大手のメーカーがありますが、図書館システムを開発している会社は余り多くありません。実際に6業者ぐらいが応募するのじゃないかと思っております。

○川副委員

このシステムについては、ずっと5年置きに更新されておりますけど、今後も5年置きにずっと更新をされていくのかお聞きします。

○佐賀市立図書館職員

お答え申し上げます。

機器についてはやはり5年というのが1つの機器の寿命的なものがございまして、およそ5年で交換をさせていただいております。システム自体については、場合によっては長く使うことができるであろうというふうに考えておりますので、今後場合によっては、機器のみの更新という形で、必ずしも5年ごとの更新にはならないかもしれないということは考えております。

以上でございます。

○川副委員

公民館費の件で、下水道整備ということですが、3カ所個別の事業費がわかったら教えていただきたいと思います。

○右近社会教育課長

まず、委託料ですが、巨勢公民館が60万円、兵庫公民館が40万円、巨勢公民館が100万円程度でございます。

(発言する者あり)

開成は60万円です。

(「巨勢は」と呼ぶ者あり)

巨勢が100万円程度です。工事請負費が、済みません、順序が逆になるかもしれませんが、巨勢公民館が370万円程度です。開成公民館が430万円、兵庫公民館が240万円というふうに積算しております。

○堤委員長

御質疑はございませんか。

私のほうから質問よろしいでしょうか。今、金額言われましたけれども、それは300万円とか400万円とかおっしゃいましたけど、どういった改修内容になるのでしょうか。

○右近社会教育課長

今現在、使っている合併浄化槽につないでいる分を、いわゆる公共下水道の公共弁に接続先をつなぎ直すという工事、その工事になります。

○堤委員長

つなぎ直すだけですか。だけでそれだけかかるんですか。

○右近社会教育課長

はい、そうです。

○堤委員長

今までの合併浄化槽を処理するとか、そういったものは入っていないのでしょうか。もう少し細かく言っていただかないと、単につなぎ直すだけでそういう金額というのはちょっと随分異常な金額かなという気がいたしますけど。

○森社会教育課副課長兼庶務係長

合併浄化槽を埋め戻ししなきゃいけないので、その費用はこれに含まれております。

○堤委員長

はい、わかりました。

もう1点だけ、私のほうから済みません。委員長が質問しちやいかがかと思いますが、先ほどの図書館システムですが、今回の分は蔵書の検索や貸し出し管理ということで、基幹システムみたいなものなのかなと思いますが、13年度はインターネットの予約システム、それから18年度はライト式の利用者カード導入という1つの形があるわけですが、今回

のものはその位置づけとして表現する場合に、私が先ほど申し上げたような基幹システムに類するものなのかどうなのかですね。特に今回こんなことが変わりますよというものがあるのであれば、お教えいただきたいと思います。それからもう1点、平成8年、13年、18年とありますが、これまで導入されてきた業者さんがおわかりであれば、お教えいただきたいと思います。

○重松佐賀市立図書館館長

1問目ですけど、今回、平成18年に更新をいたしましたので、今回先ほども職員が申しましたけど、大体端末等が5年が保証期間ということになっておりますので、あくまでもその機種を新しく更新するというのが今回の事業であります。

○佐賀市立図書館職員

平成8年からの業者についてでございますが、平成8年、平成13年、平成18年、いずれの更新においても富士通のほうで契約が決まっております。

○堤委員長

はい、わかりました。

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、以上で社会教育に関する議案審査……。補足がございますか。

(発言する者あり)

継続ですね。継続要請がございました。済みません、よろしく願いいたします。

◎執行部 説明

○堤委員長

ほかにはもうございませんね。それでは、以上の点につきまして、委員の皆様からご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、以上で社会教育部に関する議案審査を終了いたします。社会教育部の職員の皆様は御退席いただいて結構でございます。お疲れさまでした。

それじゃ、委員の皆様、ちょうど12時になりましたので、休憩をいたしたいと思っておりますが、再開は1時ということでよろしいでしょうか。57分ぐらいに予鈴という形で呼び出しをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◎午後0時03分～午後0時59分 休憩

○堤委員長

それでは、文教福祉委員会を再開いたします。

こども教育部の議案の審査に入ります。

まず、第5号議案を審査いたします。執行部から議案の説明をお願いいたします。

◎第5号議案 財産の取得について 説明

○堤委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○白倉委員

議案質疑でもきょう出されましたが、当委員会で改めて、業者選定に至るまでの日程的経緯をお願いいたします。

○山田こども教育部副部長兼学事課長

11月の議会で12月20日に議決をいただきまして、12月21日からホームページで公募を行っております。これは事業の参加の申し込みの公募でございまして、12月28日を締め切りといたしまして、申し込みを行っております。

年が明けまして1月5日に業者説明会を実施いたしております、1月7日まで、事業に関する、仕事に関する質問を受け付けております。1月11日に質問の回答の締め切りといたしております、出ました質問については、各業者のほうにすべて情報提供をしております。1月14日に提案書の締め切りをいたしております、1月18日にプレゼンを実施いたし、19日に業者の決定をいたしております。1月20日に物品購入に関しまして仮契約、委託業務につきまして、契約を締結をいたしまして、今議会で議案という形で審議をお願いしているところでございます。

○白倉委員

今ちょっと日程的な部分に関しては、反省点も踏まえてどのようにお考えかということ。というのが、12月28日が応募締め切りで、5日が説明会と。それから7日までが質問期限ということで年末年始がここに入ったわけですね。で、ことしの1月のカレンダーをみると、企業によっては8、9、10まで休みのところがあると。もちろん応募する意思があったところは、いろいろ検討されたでしょうが、いずれにしても年末年始、5日が年明けの説明会ということに関しては、ちょっとどのようにお考えか、お願いいたします。

○山田こども教育部副部長兼学事課長

議案の説明のときにも申し上げましたけども、最終的に事業の締め切りが3月31日ということで、これに関しましては国のほうから、繰り越しができないということをおっしゃったので、それから逆算いたしまして、日程を調整しております。期間につきましては短いという御指摘もございしますが、議会への審議をお願いする部分、それから、今後議会のほうで議決をいただきました場合には本契約となります。その後に業者のほうも調達、それから設計、それから、学校のほうでの教職員に対する説明、研修はこれがもう約2カ月でございしますので、できるだけ、そういう期間等も考慮いたしまして、年末年始ではございましたけども、このような形で行ったところでございます。

○白倉委員

同じ時期に武雄市が同じような事業でやっているわけですが、先般ちょっとお聞きしたら、まだうちよりかは業者の決定までに至ってなかったようですが、その辺のところ、佐賀市は非常にタイトなスケジュールをとったなというのが率直な感想です。ただ、今みたいに逆算してこれしか仕方がなかったと言えそうかもしれませんが、例えば、年明け含めて、もう少し参入業者に対する考慮が必要であったのじゃなかろうかという感を私は持っているんですが、その辺の見解をもう一度お願いいたします。

○山田こども教育部副部長兼学事課長

武雄市の日程につきまして、私どもがどうこうという立場にはございませんけども、一応、武雄市の方にも確認をしておりますが、武雄市のプレゼンは1月19日ということで、私どもの1日後でございます。実際に申し込みの期限は1月に入ってからしておりますけれども、提案締め切りも1月17日と聞いておりますので、我々のスケジュールと比較いたしまして、逆にその提案書を作成する時間が武雄の方は短かったのではないかというふうに考えておりますので、私どもとしては、今回のことで武雄市と比較いただいても、特に業者に対して特別なことをしたということは考えておりません。

○山下明子委員

入札に至るまでの経過のところをもう1回、今は最初のスケジュールですね。手を挙げてから決まるまでのところをもう1回ちょっと説明をいただきたいんですが、参加の意思を表明したところから。

○山田こども教育部副部長兼学事課長

12月28日を期限といたしまして、参加の申し込みを受け付けております。1月5日に業者の説明会を開催しております。そのときは4社でございます。申し込みそのものは4社ございました。4社に対して事業の説明をいたしております。1月7日までに質問を受け付けておりまして、3社から質問を受け付けております。1月11日に、それぞれ4社に対して質問の回答を、他の業者からあったものも含めて、すべて情報が共通するように質問の回答をいたしております。

それから1月14日に提案書の締め切りをしております。2社が提案書を提出しておりますが、そのうち1社が機器購入の部分で予算オーバーをしておりましたので、予算オーバーは失格要件として仕様書に書いておりましたので、失格ということで通知をいたしております。1月18日に1社に対して、事業実施が可能かどうかという視点でもってプレゼンを行っております。1月19日に業者を決定しまして、1月20日に、物品購入の仮契約、それから委託業務については契約の締結をいたしております。それを受けまして、議会に議案の送付を行って、今審議をお願いしているところでございます。

○山下明子委員

4社から提案の意思表示があつて、実際には2社から提案がされたということですがけれども、例えば、佐賀市教育委員会から出された仕様書との関係で、可能な能力がないと自分

が判断しておりられたというふうなことになるのかどうかということになると思うんですが、その点ですね、ちょっと委員長にもあれなんです、仕様書を資料として出していただけないかどうか。そして委員の中には、そういうことを見るのに、たけてある方もありますしね、そういう目でもぜひちょっと検討させていただけたらいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○堤委員長

プロポーザルの指示書ですよ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

を出してほしいという御意見がありました、委員の皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。執行部のほうはいかがでしょう、差し支えございませんか。公表されたものでしょうからですね。では、ほかの議論をしている間に御用意していただくことは可能ですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは用意するのに、コピーに少し時間がかかるでしょう。どうですか、量的には多いもんですかね。大したことないでしょう。いや余り複雑なものは要らないと思いますが。要約したものがございましたでしょう。

(「いや、要約は……」と呼ぶ者あり)

ない。大体どれぐらいのページ数ですか。40ページ。そのダイジェスト版みたいなものはないですか。ないですか。じゃ、とにかく1部出していただいて回覧しましょうか。そしたら若干時間がかかりますので、ほかの議論をしている間に御用意いただくということではよろしゅうございますか。はい、じゃお願いいたします。

資料が届きます間に、関連で御質問はございませんか。ないようでありましたら、よろしいですか。ないようでございましたら、審査を中断いたしまして、第1号議案のほうを先に審査を進めておきたいと思います。執行部のほうから議案の説明をお願いいたします。

(「報告事項がございます」と呼ぶ者あり)

じゃ、報告事項を先にお願います。

◎第2号報告 専決処分の報告について 説明

○堤委員長

報告事項について御質疑はございませんか。

○松永憲明委員

この看板というのはどんな看板なんですか。

○学事課副課長兼学校支援係長

ちょっと大き目の缶詰の缶に駐車場のマークをつけたものをコンクリートで埋めて立ててあったもので、ちょっとやっぱ風が吹くと倒れやすい、そんなものでした。それが駐車場の入り口付近に立ててあって、それで風で倒れて傷がついたというようなものです。

もうちょっと離れて立てていたらよかったかなと。

(発言する者あり)

駐車場のマークの看板になります。標識です。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでしたら、報告事項につきましては以上をもって終了したいと思います。

引き続きまして、予算議案であります第1号議案を審査を進めていきたいと思ひます。

執行部のほうから議案の説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成22年度佐賀市一般会計補正予算(第5号)中、第1条(第1表)歳出第3款関係分、第10款関係分、第2条(第2表)第10款関係分、第3条(第3表) 説明

○堤委員長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。

○山下明子委員

今の生活指導員の任用のことで、ふやすということは全くそうだろうと思うんですけども、今年度が214人名前が挙がっていて、来年は400名を超えそうだというあたりですね。その背景というか、要するに今の子どもさんから、下から上がってきてふえましたということも含まれるのか。そうでない、やっぱり学年が上がる中で、いろいろ1年経過する中で、問題を抱えるケースがずっとふえていくという背景はどんなふうに見えらっしゃるのでしょうか。

○角学校教育課長

確かに義務制の学校に入学してくる段階での人数等の増加というのもあります。幼稚園、保育園から入ってくると。それに加えて、実際に今学校の中にいらっしゃる子どもさんたちの中で、支援が受けられるのであれば、ぜひお願いしますと言って、親御さん方も、うちの子どもの障がいについては、いわゆるカミングアウト的なことも今進んでおります。これだけ発達障がいについても、障がいについても理解が進んでおりますし、学校全体で支援していこうという機運というのが、平成18年度ぐらいから急速に進んできたわけですが、そういったことも手伝っているのかなと思っているところです。障がいのある子どもさんがふえているというふうには、私どもはちょっと受けとめておりません。支援が必要な子どもさん、そして支援が必要だということを、やはり学校もそうした保護者も訴えてくださる、そういう子どもさん方がふえてきたというふうに踏んでおります。

○山田委員

今の関連ですけども、ちょっと初歩的な質問で申しわけないんですけども、この生活指導員の方、今現在34名いらっしゃる生活指導員さんの経歴ですね。それと今後、またこれが倍増されると。こういう募集の仕方ですね。どういう募集のやり方をされておるのかと

いうことをこの1点お願いします。

○角学校教育課長

今、経歴というふうにおっしゃっていただいたんですけども、資格ということで、私も学校の教員の資格をまず持っていただきたい。もしそれがなければ、保育士の資格を持っていただきたいというふうに考えております。今いらっしゃる方たちもそういう経歴というか、資格をお持ちの方ばかりです。

あと今後の採用のあり方、募集のあり方です。市報あるいはホームページ、それからハローワーク等にもお願いをしているところです。あとは、若い力も欲しいですので、大学のほうにも教員養成系の大学もごさいます、西九州大学とか、佐大とか、そういったところにもお願いに上がろうかと考えているところです。

以上です。

○川副委員

関連しますけど、子どもたちの現状で来年度ふえるということですけど、現状の内容では学習障がい等も含めて、ほかにどういう行動を持った子が、この生活指導員からの支援を受けられるような形ですかね。

○角学校教育課長

いわゆる発達障がいというような形だけでなく、もともとはこの生活指導員さんは、体の不自由な子どもさんが階段の上りおりとか、学校生活における安全確保という発想から最初はスタートいたしました。今でもそれは続いております。ですから、そういう肢体不自由の子どもさん、あるいは難聴の子どもさん、それから今特に話題になっております発達障がい、学級から飛び出してなかなか授業を45分間落ちついて受けられない子どもさんとか、ほかの子どもさんに急にパニックになって危害を加えそうになる子どもさんとか、あるいはノートの中に、行の中に自分できちっと字がおさめられないとか、学習障がいの子どもさんとか、いろんなケースに対応しているところです。ですから、一概に発達障がいとか学習障がいだけに限定して配置するわけではございません。

○川副委員

そういった支援を受けなければいけない子どもたちに対して、普通の子どもの対応、発達障害というか、そういう支援が必要な子どもたちに対して、普通の生徒はどのような形で携わっているのか、別にこういうことで支援関係については、学校の中でもいろいろ研修会、子どもたちにもいろいろ伝えている中で、一般の子どもたちが十分理解しているのか、そこら辺の現状はどうでしょうか。

○角学校教育課長

周りの子どもとの関係も十分大切にしなければいけませんし、いわゆるインクルーシブの教育が今叫ばれていますので、全部包み込んでいく教育のスタイルが今後進むだろうと思います。以前から障がいのある子どもさんについては、学級の中でも決して差別化する

というような発想はございませんで、包み込んで、一緒に、ともにという共生の形をとっておりますので、学級の中でもほとんどのというか、すべてといっても過言ではないと思えます。どこの学校でもどこの学級でもそういう子どもたちと共生していくような学級づくり、あるいは教育指導が行われております。ですから、その子だけ何か別のメニューをさせて隔離するというようなことは、もうほとんどございません。通常学級の中にいけば、一緒に同じ教育活動をしていくということが前提でございます。

○白倉委員

この議案に関する関連ですけれども、有資格者ということで今説明も受けて、人数がふえるのは非常に喜ばしいことなんですが、生活指導員の先生たちの条件——採用条件といましようか、債務負担行為が22年度から23年度ということになっていきますので、どういう条件で採用かつ契約とかはされるものなんでしょうか。

○角学校教育課長

市費嘱託という形で採用をいたしますので、条件というのは給与……。

(発言する者あり)

嘱託ですので、1年ではなく、

(発言する者あり)

契約といましようか、それそのものは1年です。更新が可能でございまして、最大5年までと。

○山下明子委員

この問題はずっと、ぶつっと切れるものでもないわけですよ。それで、佐賀市として生活指導員という位置づけの方がやっぱりどうしても必要だというふうになれば、嘱託としてでなく、きちっと置くというふうな考え方はできないんだろうかと。だから、嘱託でないと携われないという人は嘱託でもいいんですよ、条件でね。ですが、そうでなく、やっぱりきちっと置きながら、カバーする関係で嘱託もありますよというふうな、そういう考え方にならないのんだろうかということはどうなんでしょうか。

○吉村こども教育部長

済みません、御指摘のことでございます。本来、そういう形で学校の子どもたちに支援をする、これが常勤であるというのは、私も理想的だと思っております。ただ、今の段階で生活指導員を常勤の者ということで雇おうとするならば、もっと優先するものも常勤であるならば、もっと優先するものもというのも考えられるところでございます。この生活指導につきまして、同じ方が同じ生徒になるべく卒業の近くまで一緒にいれるようにということで、もともと日々雇用だったものを嘱託とした経緯もございまして、今御指摘のことは理想的ではございますけれども、そこまではまだ及ばないというところでございます。

○松永憲明委員

私、質問というよりも、一昨年12月議会において一般質問をしたかかわり上、こうや

ってふやしていただけるということにつきましては、非常によかったなど、ありがたいことだなというふうに思っております。それはもう常勤にこしたことはないわけですが、予算的なのからして、囑託であっても、ここまでふやしていただけたということは、大きな決断であったろうというふうに思って、高く評価をしているところです。本当にありがとうございました。

○堤委員長

意見ですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑はございませんか。

○山田委員

プールの件ですけれども、東与賀小学校のプール2,020万円、大和中1,700万円ということですが、これはろ過装置の改修ということですが、前の古い、今の現在のろ過システムですね、これは何年ぐらいたったのか、それぞれ。何年ぐらい経過。

それと今回、ろ過システムをされるわけですが、かなり高額ですから、これ耐用年数がどのくらいなのか、どのくらい見積もっておられるのか、この2点をちょっと教えてください。

○古田教育総務課長

まず、私のほうから経過年数をお話しします。

東与賀小学校が25年経過しております。それから、大和中中学校も24年やったかな、大体その程度です。20年以上経過しております。

耐用年数の件は……。

(「大体どのくらい見込み」と呼ぶ者あり)

大体20年から25年を見込んでおります。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

そうしますと、予算議案であります第1号議案につきましては、以上で質疑のすべてを終わりたいと思います。

先ほど中断しておりました第5号議案について、今委員のお手元のほうにプロポーザルの実施要領の資料が来ております。大変厚い資料ですから、今見てすぐ御質疑ができるかどうかわかりませんが、第5号議案についての質疑を再開いたしたいと思います。どなたか御質疑がございましたら、お願いいたします。少し時間を置きますので。

(「休憩を」と呼ぶ者あり)

したほうがいいですか。じゃどれくらいしましょうか。10分ぐらいいでもよろしいですか。もっと要る。

(「2時再開」と呼ぶ者あり)

今、2時再開というお声がありましたけれども、皆さんいかがでしょうか。今、1時36分ぐらいですが、25分ほどのあれですが、いかがでしょうか、よろございますか、委員さん。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、今、休憩のお話がありましたので、2時再開ということで休憩をいたしたいと思います。その間にプロポーザルの実施要領等についての御検討をよろしくお願ひしたいと思います。

では、休憩いたします。

◎午後1時36分～午後1時59分 休憩

○堤委員長

では、委員の皆様にお諮りいたします。2時に間もなくなります、審査を再開してよろしゅうございますか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは審査を再開いたしたいと思います。

第5号議案について、引き続き、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑はございませんか。

○山下明子委員

難しい話になる前に、素朴な疑問からですけど。提案をしたいと意思表示をして提案をしたところは2社だということですね。まず、4から2になったところはなぜかということとはわからないんでしょうね、多分。わかるんですか。わかったら、もし。

その次に、2が1になったときの理由として、予定額を超えていたというふうに言われました。こう見ていますと、これこれの以内でというふうに6,485万円以内でと書いてありますよね、もともとね。それで、普通考えて、それを超えて出してこようとするというのがよくわからないんですが。だから、どういうやりとりがそこであったか、ちょっとお聞かせいただけないでしょうか。ただ超えていたということだけなのかね。超えても出せるようになっていたとしたら、そこでどういうことだったかということ、はい。

○山田こども教育部副部長兼学事課長

まず1点目の2社の辞退の理由ですけれども、1つは、やはり会社の規模とか、そういうことで今回の場合は500台以上のパソコンの設定ということになりますので、それができないというのが1つですね。やろうとは思ったけれども、実際自分たちの能力を考えてできなかったというのが1つと、それから、校内LANは今学校に敷設してありますけれども、今回の場合は西与賀とちょっと異なりまして、校内LANをそのまま利用するという仕組みになっています。新たにLANを引くんじゃなくてですね。ですから、今のシステムと、どういう影響が出るかということで、業者のほうで自信が持てないということで、辞退の理由として挙げられております。

それから金額を超えて応募したということですが、明らかにこの仕様書の中にも金額範囲内におさまらなければ失格と書いておりますので、私どものほうも何でその明らかにはっきりしていることで、出されてきたのかというのは、ちょっとわからないところですね。普通だと当然辞退ということで、その理由をもって辞退ということをされるのではないかと思いますけれども、ある意味、そうやって持ってこられたという意味が私どももちょっと理解できないところです。

○山下明子委員

4から2になったところの最初の2社辞退された理由はわかりましたが、今私が最初に質問した思いですとこう見てましたんですね、さっきの休憩時間。何で超えたのに出してきたんだらうと。やりとりはなかったわけですか。その超えたという時点で、超えているじゃないかで終わりというやり方だったんですか。

○山田こども教育部副部長兼学事課長

申し込み期限ぎりぎりにお持ちになりましたので、一応窓口で受け取りまして、チェックをしました、必要な部分をですね。そこで超えていましたので、担当のほうは超えているということはお話しして、超えたので、改めて、とりあえず電話のほうで、超えたので失格ですよという通知は差し上げています。そのときに、今回プレゼンはしたかったみたいなことを言われたとちょっと聞いていますけれども、それは担当者同士の話ですので、ちょっと真意はわかりませんが、ですから、私どもも基本はもう超えた段階で当然提案はされないというのが、何と申しますか、常識的な対応じゃないかと思っていましたので、ちょっと私どもも理解できないでいるところです。

○山下明子委員

そういう思いで見えていましたら、これなんですかね、公募型プロポーザル実施要領の追加分ということで、全体の何枚目ぐらいですかね、10枚目を超えたぐらいのところその追加分があって、2ページにですね、2ページの4に、上限額を超えた場合の対応という項目があるんですね。あ、あるんだと思ったんですよ。上限額を超えた場合もあり得るんだなと。で、そのことを何て書いてあるかということ、提案者はできる限り上記の上限額の範囲内で事業を計画してください。ただし、事業を適切に執行する上でやむを得ず各経費区分の上限額を超える場合は、本事業の目的に変更をもたらさない旨をプレゼンテーションで的確に御説明くださいと書いてあるわけですね。そうすると、今のお話を聞いていると、プレゼンをしたかったとおっしゃったようですね。この人はこれ読んで、多分プレゼンで的確に説明して、納得してもらえれば参入も可能かもしれないと思って出したんじゃないかなと、ちょっとずーっと読んでいたらそういう気が今しているんですけど。そうなるよね、これ、佐賀市のほうが出した文書で、上限額を超える場合もあり得るという立場で出しているのに、窓口の対応がね、もう超えていますということで失格ですよというふうにしてしまうのは、本当はちょっとおかしいのではないかなという気がするんですね。確かに

超えたらだめだよと言えそうかもしれないんですけど、ここに超えた場合はこうすることもあり得ると書いてあるときは、相手の言い分を聞くチャンスというのがあってしかるべきだと思うんですけど、そこはどうだったんですか。

○学事課副課長兼学校支援係長

金額に関しての要件を2つつけております。まず予算の上限ということ。これはもう予算の上限というのは厳格に守っていただきたいということで、実施要領のほうの最初のほうで6,400万円という金額を出しております。追加分としておりますのは、その内訳としてですね、全体で9,998万円ありますけども、その内訳として、こういった内訳の区分でお願いしたいと。ただ、この内訳の区分については、どうしても超える場合については、それはプレゼンの中で説明してください、しかし、最初に申しあげました6,400万円の上限は守ってくださいよということは、1月5日の説明会の中でも御説明をしておりますので、その辺は御理解されていたのかなというふうには思います。ただ実施要領のその他の失格の要件のところ、以下の事項に該当する場合には失格となる場合がありますということで書いております。明確に失格ということを書いておりませんでしたので、その場合ということも想定されて出されたのではないかというふうには考えるところでありますけれども、一たん受け取った後、内部で検討して、もうこれはだめだということで、失格と判断させていただいて、電話連絡をまずさせてもらったというところでございます。

○山下明子委員

そうすると、そのやりとりの中では、相手方はそれで納得をされたわけですか。ということと、もう1つは相手方はどれぐらいの金額だったんですか。

○学事課副課長兼学校支援係長

連絡をしましたときには、ああそうですかということでお答えをいただいて、特に御意見はございませんでした。そのことはやっぱり超えているということを理解した上で出されていたようでした。金額のほうですけれども、全体、6,485万5,000円の予算額に対しまして、出された金額が1億330万円程度でございました。

○白倉委員

今回、ハード整備の財産取得の分で、仕様書の中に参考商品等々も含めて提示されているわけですね。それをちょっとどれぐらい、仕様書の中で、例えばこの機種というふうには選定をもとにするというのは、これはもうあり得ないことですから、どこどこをされたのか、教えていただけますでしょうか。

○山田こども教育部副部長兼学事課長

基本的に参考用品はあくまでこの機種の中でということではありません。あくまで業者のほうのわかりやすいようにという思いで、こちらのほうは参考用品をつけておりますので、これ以外の品目でも

(「名称ですよ」と呼ぶ者あり)

名称ですか。

○学事課副課長兼学校支援係長

お手元の資料の、要件定義書の別紙3というのがございます。後ろのほうに近いです。一番後ろのほうになりますかね。別紙3と横に書いている表みたいなものがありまして、ハードウェア仕様書と書いているもの、その1枚開いていただきまして、上から2つ目に③児童用タブレットPCと書いております。で、その右側のところに参考品ということで、4つほど書いておりまして、東芝のCM1、ヒューレットパッカーのエリートブック、レノボのシンクパッド、パナソニックのCFC1ということで書かせていただいております。

○白倉委員

ちなみに今回、財産取得の東芝に関しては、改めて台数と単価ですね、教師用、学童用、それがどういうふうに提示されて、この契約金額になっているのかというのを教えていただけますか。

○山田こども教育部副部長兼学事課長

単価も必要ですか。一応業者のノウハウ部分ですので。入札、プロポーザルで提案された単価ということですか。それとも、単価という意味がちょっとわかりません…

(「単価というか、こちらの契約した単価です」と呼ぶ者あり)

○吉村こども教育部長

業者のほうからお示しをしております金額というのは、それぞれの会社の営業の部分があるわけがございます。もちろん、総額は契約金額でございます。ですから、1つの単価、それぞれの単価を公表するということについては、ちょっと今私も判断をしづらいところでございます。

○堤委員長

ただ従来はしてましたよね、決算委員会のとときとか。パソコンの単価を聞いてきっちり出てましたですよ。そんな特別なあれでしょうか。

(発言する者あり)

○山田こども教育部副部長兼学事課長

済みません、そしたら公表といいますか、提示します。

○学事課副課長兼学校支援係長

お答えいたします。タブレットパソコン、児童用タブレットパソコンにつきましては、税抜き価格で1台7万6,000円となっております。税込みで言いますと7万9,800円という形になります。

○堤委員長

あくまでも本体だけですよね。ソフトウェアとか全く入らずにですね。

○学事課副課長兼学校支援係長

はい、これはもう、ここに書いておりますように機械だけ。入っておりますのはOSだ

け、ソフトウェアは一切入っておりません。

○白倉委員

そしたらですね、この仕様書に基づいて契約が、今度の財産取得契約がなされたんですが、例えば、そのほかのパッケージとかレノボとか、パナソニック、そのあたりは当然うちの見積もり額から言って対象商品となるということで、ここ担当を挙げられているんですよ。というのが、非常にあとは桁違いの金額で、私の常識ではね、20万円、それ以上の金額の機種が並んでいるんですよ。だから、そこをどういうふうに見積もられたんですか。で、これが仕様書の中に織り込まれているんですか。

○堤委員長

白倉委員、それは質問が少し違うと思います。あくまでも出てきたものについての話であって、想定とかではね、やっぱりちょっと議論ができないと思いますので。

○白倉委員

いや、想定じゃなくて、今、出してもらった仕様書よ。仕様書で機種を出しているわけですよ。

○堤委員長

ですから、それはプロポーザルを応募された方が判断をしてしたことであって、教育委員会なり、執行部が何でこれを選んだかということは想定はできませんので、そういう聞き方はちょっとできないんじゃないかと思いますが。

○白倉委員

そしたら、仕様書はだれがつくったんですか。

○堤委員長

仕様書はつくってありますが、その中で特定の機種を選択されたのは応募された方ですから、ほかをとったら高かった、安かったとか、どのくらいだったんだろうかということは、質問としてはちょっと適切ではないなという気がいたします。あくまでも選択は、その業者がしたことありますからね。ひょっとしたら、もっと安く買える物があつたかもわからないけども、その業者はこの機械を選択してやったということ。この点だけは多分、執行部に聞いてもお答えができないと思いますので、質問としてはやや適切ではないなと思います。

○白倉委員

きょうの議案質疑の中で、要するにウェブカメラが盛り込まれた東芝っていうふうな答弁を聞いたんですけども、でしょ、間違いないでしょう、部長。そういう答弁でしょう、あなたが答弁されたでしょ。その機種のことを聞いたときにウェブカメラが盛り込まれた東芝だということでしょう、結論。そういうことでしょう。問題ないでしょ。そのことで今回の仕様書には認証システムという言葉の構築というのも入っているんですね。だから、システムのことは聞きません。ただ1点、そのカメラが内蔵しているという部分には、教材

にとるという部分と、アットフェイスという認証システムということを考えられた上での、ここの部分で回転式とかですね、その辺のところが出てくるのでしょうか。その説明をしていただけますか。

○山田こども教育部副部長兼学事課長

ウェブカメラを仕様の中に入れておりますのは、授業のときに子どもたちが教室内外で使うときに、例えば観察、そういうときに写真を撮ったりとか、そういうことを想定してウェブカメラを仕様の中に入れております。内蔵云々は、基本的に内蔵でなくても構わないという仕様をしているつもりです。内蔵している場合には回転式何とかというふうなことを入れておりますけれども、別にその別途のウェブカメラを持ってきて、それを附属品としてつけて、授業のときに使えるような形で提案されても、それは別に構わないという仕様です。

それから、認証につきましては、別に顔認証を最初から想定はしておりませんで、認証のところの個人認証の仕様にも書いておりますけれども、子どもたちが使いやすいようにということで、ちょっとお話しさせてもらいますと、これまでもパソコン教室の中では認証システムを入れております。システムというか認証をしてきております。ただ、子どもたち、IDとパスワードですので、なくしてしまうという、そういうことで、教室の中でちょっと混乱がございました。そういうことで、IDとパスワードではなくて、機械そのものをひもづけして認証するというのでやっておりましたけれども、結局、子どもたちは授業の中で作品をつくったり、いろいろなものをつくっていきますけれども、それを個人用のフォルダに本当は入れて、個人と先生が扱えるような形で管理をしていくということが前提ですけれども、個人認証しなくなったがために、だれでもそのほか子どもたちのものを扱えると、そういうことで、改ざんしたり、消したり、ほかのホルダーに移動したりという結局いたずらが出てきていましてですね。そういうことを反省しまして、今回——今回というか認証を入れようと。そのときにやはりそのID、パスワードは子どもたちにとってはちょっと厳しいなということがあったので、今回のこの仕様の中では業者のほうに何かいいものはないかという形で提案をお願いしたところでした。ですから、ウェブカメラがあるから、その顔認証とか、そういうふうなことは、当初は想定をしておりません。たまたま結果としてこれがあったがために提案をされたものだというふうに考えております。

○松永幹哉委員

仕様書及び要件書あたりは、内容によっては物すごく薄く、内容によっては物すごく濃く中がなっていますけれども、相当な専門的な知識とともに参考分まで入れてあるところとかすると、これはすべて教育委員会の中で設定し、つくられたということですか。

○山田こども教育部副部長兼学事課長

基本的に教育委員会のほうでつくっております。いろいろなその機種の問題とかは業者の

ほうにしておりますけれども、幸いにも、情報政策課の担当をずっとやっておりました職員がおりましたので、ここまでできたかなというところもありますけれども、私どもとしては教育委員会が責任を持ってつくっております。

○白倉委員

先ほどのあれですが、どこを選ぶかはもちろん業者がその機種を選んでプロポーザルをするわけですが、ずっと仕様書を見ていたら、東芝しか無理なんですよ、結論から言ったら。いろんな部分をずっとクリアしていったら、細かいことは言いませんが、恐らくもう東芝でしか無理だろうなというぐらい細かく当市の要求仕様があるんですよ、佐賀市の要求仕様。それも全部教育委員会がつくられたということですか。

○山田こども教育部副部長兼学事課長

今議員のほうから言われましたけれども、私どもとしては、東芝の仕様、東芝でないとだめだという仕様にはなっていないと考えております。逆に東芝の仕様だと言われるのであれば、ちょっとそこをお示しいただいて、そこはちょっと私どもとしても今後検討させていきたいというふうに思います。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。白倉委員もうよろしいですか。

○白倉委員

じゃあ逆に聞かれているわけですね。じゃまずですね、ウェブカメラ。これ外づけでもいいということですね。内蔵の場合は回転式。これにおいてはもう東芝しか無理ですね。それと、私は逆にじゃあこの部分はほかでもクリアできるんですかというふうに聞いていいですか。例えばペンタッチ、ペンタッチのタッチペンがついている、これどの機種でもついていますか。

○学事課副課長兼学校支援係長

はい、ついております。

(「RGBもついてますか。RGBの外づけモニターをつけるための外づけですね、ここに今上がっているのですね」と呼ぶ者あり)

RGBも全部ついております。で、メーカーによって表現が違う場合があります、表示の違う場合。物によってはVGAとかいう書かれ方をしている場合がありますけれども、基本的にはそれはアナログ、RGBのことですので、内容は一緒です。

(「もうちょっと教えてもらっていいですか」と呼ぶ者あり)

○白倉委員

無線のAの部分ですね、それに対応できるのは、全機種対応できますかね。

○学事課副課長兼学校支援係長

全機種対応できます。IEEE802.11ABGN、これは国際規格で伝送の規格を示すもので、一遍にどれだけのデータを送付できるのか、それをABGNという規格の中で全部

対応できますかということ聞いていますので、これ全部対応できるようになっております。で、1機種だけはオプションとなっておりますけれども、対応できないわけではないです。カスタマイズすればできますので、大丈夫です。

○堤委員長

ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第5号議案の審査を以上をもちまして終わります。

以上をもちまして、文教福祉委員会に付託されました審査のすべてを終了いたしたいと思っております。子ども教育部の皆さんにはお疲れさまでございました。御苦労さまでした。

それでは、委員の皆様にお諮りいたしますが、現地視察の御要望はございますか、この議案に関して。なしということによろしくお願いしますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

はい。それでは、現地視察はないということで行いたいと思っております。それではこのまま採決に移りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、このまま採決に入りたいと思っております。

それでは採決に入りますが、その前に、今回当委員会に付託されました議案について、反対意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、第1号及び第5号議案について一括して簡易採決により採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、簡易採決により採決いたします。

お諮りいたします。当委員会に付託された第1号及び第5号議案について原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、以上の諸議案について、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で採決を終了いたします。

委員長報告についてお諮りいたしますが、いかがいたしましょうか。

(発言する者あり)

どうでしょうか。そういたしますと、ここはというところございましたら、第5号議案については幾つかの議論がございましたので、当然出したいと思っております。第1号のほうではいかがでしょうか。幾つか出た分はざらっとよかでしょうか。

(「正副委員長一任ということで」「お任せします」と呼ぶ者あり)

それでは、午後まで慎重に御審議いただきましたので、そこでのところをピックアップいたしまして、内容につきましては正副委員長に一任ということでございますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そういうことでさせていただきます。

最後に、委員会の議事録が公開されるに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りいたします。

本委員会の会議録につきましては、字句、数字、その他の整理については、委員長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、委員長に委任することに決定いたしました。

これで、文教福祉委員会を終了いたします。お疲れさまでした。